

# 管理建築士講習案内

主催

公益財団法人  
建築技術教育普及センター

実施

一般社団法人  
広島県建築士事務所協会、  
一般社団法人  
日本建築士事務所協会連合会

建築士事務所の管理建築士となるためには、建築士として3年以上の設計・工事監理その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習(法定講習)を受講し修了することが必要になります。新規に建築士事務所登録される方は、登録前の時点で、管理建築士講習の修了証が必要となります。

◆ 管理建築士講習修了証に有効期限はありません。一度修了されている方が2回目を受講される必要はありません。

## 受講申込書の配布

広島県建築士事務所協会の窓口で配布及びホームページよりダウンロードできます。  
<http://www.h-aaa.jp/> にアクセスし、【講習会情報】をご覧ください。

※郵送による配布をご希望の場合は、宛て先を明記した用紙と140円切手を広島県建築士事務所協会へお送りください。追って申込書を送付いたします。

## 講習日及び講習地

講習時間 9:20~17:00 (9:00~受付開始)

講習日	会場コード	講習会場	定員	申込期限
平成30年 5月15日(火)	6D-01	広島県建築士事務所協会 建築サロン (広島市中区八丁堀5-23)	25名	4月18日迄
平成30年 7月24日(火)	6D-02		25名	6月26日迄
平成30年10月23日(火)	6D-03		25名	9月25日迄
平成31年 1月22日(火)	6D-04		25名	12月25日迄

※講習実施方法はすべてDVDとなります。

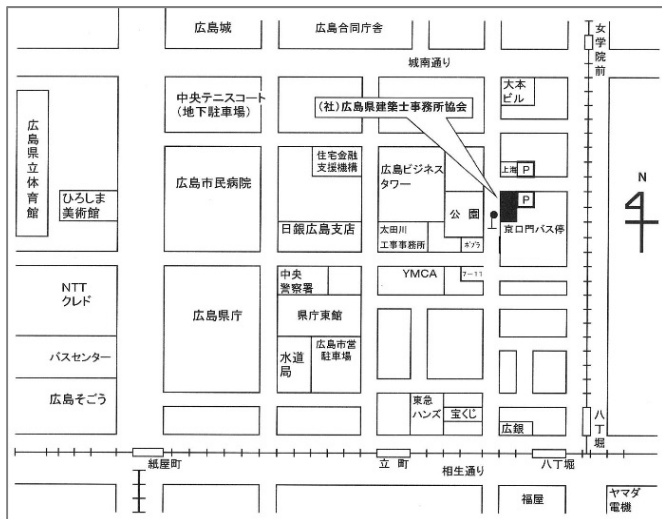
## 受講申込方法

- ・受付期間 平成30年4月2日(月)~各講習日の申込締切日まで(ただし土、日及び祝祭日は除く)  
※定員に達した場合は申込締切日前でも受付を終了します。
- ・受付場所・時間 (一社)広島県建築士事務所協会 広島市中区八丁堀5-23オガワビル2F (TEL:082-221-0600)  
午前9時30分~午後4時30分
- ・郵送受付の場合 必ず「**簡易書留**」で、受講票返送の為返信用封筒(返送先を明記の上、**82円切手を貼付した封筒**(長3封筒(縦23.5cm×横12cm)))を必ず同封して郵送してください。郵送によるトラブルが生じた場合の責任は一切負いかねます。
- ・必要書類 (1)受講申込書、(2)写真2枚(縦4.5cm×横3.5cm ※受講申込書の所定の欄に貼付してください。)、(3)その他につきましては、受講要領でご確認ください。
- ・受講手数料 16,200円(消費税・テキスト代込)  
★所定の振込用紙を使用して銀行窓口にて納付し、その際発行される受付日附印のある「振込受付証明書」を証明書等貼付用紙の所定の欄に貼付してください。振込手数料はご負担ください。
- ・その他 受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類に不備があるもの等は受付できません。

- 問い合わせ先● (一社)広島県建築士事務所協会 ●登録講習機関● (公財)建築技術教育普及センター  
〒730-0013 広島市中区八丁5-23 オガワビル2F TEL:082-221-0600  
FAX:082-221-8400 URL:<http://h-aaa.jp>
- 登録講習機関● (公財)建築技術教育普及センター  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル  
TEL:03-6261-3310  
FAX:03-6261-3320 URL:<http://www.jaic.jp/>

## 申込書配布及び受付・講習会会場案内

### (一社) 広島県建築士事務所協会 建築サロン



※駐車場はございません。公共交通機関でお越しいただくか、近隣のコインパーキングをご利用ください。  
 広電電車 八丁堀電停から徒歩5分  
 広電バス 京口門バス停すぐ

## 受講資格

建築士として3年以上、次の業務（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）に従事したものであること。

- ① 建築物の設計に関する業務
- ② 建築物の工事監理に関する業務
- ③ 建築工事契約に関する事務に関する業務
- ④ 建築工事の指導監督に関する業務
- ⑤ 建築物に関する調査または鑑定に関する業務
- ⑥ 建築物の建築に関する法令または条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務

※建築物の施工管理（施工図の作成や安全管理等を含む。）は受講資格の対象業務としては認められません。

## 業務経歴証明書

申込書の業務経歴証明書の欄については、下記及び受講要領をよくお読みになってご記入ください。

■業務経歴証明書記入例			
業務経歴証明書		建築士資格取得後の設計等に関する業務（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）の経歴について直近のものから3年以上記入してください。（記入方法は業務経歴証明書記入例を参照してください。）	
勤務先 (部課名まで)	業務期間 年・月～年・月	業務経歴 (この期間における設計・業務の重複期間3ヶ月を除く。)	業務年月
株式会社〇〇設計事務所	H29・1～H29・12	〇〇事務所RC造の設計、その他共同住宅3件の設計	年 9月
〇〇建設株式会社	H28・4～H29・3	〇〇邸木造の設計、その他個人住宅3件の設計	1 0
〇〇建設株式会社	H27・1～H28・10	〇〇ハイムRC造の設計・工事監理	10
〇〇建設株式会社	H27・1～H27・12	〇〇オフィスビルSRC造の設計・工事監理	1 0
注) 工事監理は受講資格として認められますが、工事管理は認められません。			
建築士資格取得後の業務期間の合計 (3年(36ヶ月)以上)			3年 7月
上記の記載内容は事実と相違ないことを証明し、主として第三者による証明(本人以外の建築士資格をもっている第三者の署名が必要です。)			
証明者氏名(自署): 建築 太郎 建築士免許種類: 一級(二級)木造(東京都) 登録番号: 12345			
勤務先等: 株式会社〇〇建築設計事務所 連絡先: 090-1234-567			
【注意】虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。			

・次のように免許取得後から現在までを一纏めで記入する方が多くいらっしゃいます。この場合、申し込みをお受けすることはできませんので、記入にあたっては十分ご注意ください。

「業務期間：H12.4～H30.3 業務経歴：住宅・ビルの設計に従事 業務年月：18年」

- ・建築士として従事した3年以上の業務経歴を記入してください。（受講要領§4(2)を参照）
- ・業務経歴証明書には、下記の第三者による証明（以下「第三者証明」という。）が必要となります。

1. 当該建築士事務所の管理建築士
2. 上記による第三者証明が取得できない場合は、記載した業務経歴を証明できる建築士（※虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。）